

Q2 健康保持増進効果等についての虚偽誇大広告等が規制されるのはなぜですか？

[関連通知①第1の1参照]

Answer 1 健康ブームと称されるような昨今の健康意識の高まりに伴い、健康に関する広告等を行って販売される多種多様な食品が市場に出回っています。これらは一般に「健康食品」として認識され、その利用が増えています。

Answer 2 これらの食品については、期待される健康保持増進効果等を得るために、長期的かつ継続的な摂取が推奨される傾向があり、健康保持増進効果等について虚偽誇大広告等が規制されることなく放置された場合、これを信じた国民が適切な診療機会を逸してしまうなど、国民の健康の保持増進の観点から重大な支障が生じるおそれがあります。

Answer 3 このような趣旨から、健康保持増進効果等に関して虚偽誇大広告等を行うことは禁止されています。

Q3 「食品として販売に供する物」の範囲を教えてください。

[関連通知①第2の2(1)参照]

Answer 1 「食品として販売に供する物」であるか否かは、販売段階での取扱いによって判断され、これには、

- ・専ら医薬品として使用される成分を含むが、食品であることを明示して販売されているもの、又は医薬品であることを表示せず飲食物として販売されているもの
- ・食経験のない物であるが、飲食物として販売されているものも含まれます。

Answer 2 食品を製造するのに用いる器具・機械等（例えば水の生成装置）は、「食品として販売に供する物」には該当しません。

